

令和2年度 第6回 新潟市障がい者施策審議会 会議録

【日 時】

令和3年3月17日（水曜）午後1時30分から午後2時40分

【場 所】

白山会館2階 胡蝶の間（新潟市中央区一番堀通町1-1）

【出席者】

<委 員>

栗川委員、石川委員、佐藤委員、富田委員、高井委員、最上委員、
菊地委員、川本委員、有川委員、広岡委員、平崎委員

計11名

（欠席委員：角田委員、南委員、熊谷委員、松井委員）

<事務局>

障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員

（関係課）

こども政策課、こども家庭課、児童発達支援センター、こころの健康センター、
保健所保健管理課、各区健康福祉課（秋葉区・西区欠席）、学校支援課

【傍聴者】

1名

【目 次】

1. 開会・・・・・・・・・・・・・・・・ p 2
2. 障がい福祉課長挨拶・・・・ p 3
3. 報告・・・・・・・・・・・・・・・・ p 4
4. その他・・・・・・・・・・・・ p 19
5. 閉会・・・・・・・・・・・・・・・・ p 20

1. 開会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和2年度第6回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。本日の会議につきましても、議事録作成のため、録音をご了承いただきますとともに、ご発言の際には、職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の配布資料の確認をお願いいたします。事前にお送りしたものと、

- ・本日の次第
- ・出席者名簿
- ・座席表
- ・【資料1】第4次新潟市障がい者計画
- ・【資料2】第6期新潟市障がい福祉計画 第2期新潟市障がい児福祉計画
- ・【資料3】令和3年度障がい福祉関連予算について

以上6点となります。また本日机上配布したものと、

- ・【資料4】新潟市精神障がい者の地域生活を考える会運営要領
- ・新潟市福祉読本

を配布させていただきました。以上となりますが、お手元にございますでしょうか。

次に、本日の委員の出席状況でございますが、角田委員、南委員、熊谷委員、松井委員から、欠席のご連絡を頂いております。15名の委員のうち、11名の委員の方が出席されており、過半数を超えていますので、この審議会が成立していることをご報告いたします。

2. 障がい福祉課長挨拶

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは、開会にあたりまして、障がい福祉課長の長浜よりごあいさつ申し上げます。

(長浜障がい福祉課長)

皆さん、お疲れ様でございます。障がい福祉課の長浜でございます。まずは、本当に今日お忙しい中、この施策審議会のほうにご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから新潟市の障がい福祉施策のほうに多大なるご理解、ご協力、ご支援のほう頂いていることに対しまして、あらためて感謝申し上げるところでございます。

今日、福祉部長の佐久間のほうが、ちょっと所用で出席ができないので、代わりに私のほうから一言ごあいさつをさせていただきます。

まず今日この施策審議会、今年度6回目ということで、本当に9月の第1回目から、あつという間に6回目ということで、本当に多くの時間をさいていただきましたし、計画の策定を中心に、貴重なご意見をたくさん頂いたこと、あらためてこの場を借りて感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

今日ですけれども、これまでも、計画の中身については、十分にご意見を伺ってきたところですが、あらためて最後に完成したものを、簡単に概要として説明させていただくとともに、来年度の障がい福祉関連の予算について説明をさせていただきたいと思っております。本日も忌憚のないご意見頂ければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

3. 報告（1）第4次新潟市障がい者計画及び第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画について

（司会：障がい福祉課 上村課長補佐）

続きまして、これより報告に移らせていただきます。報告の進行については、有川会長お願いいたします。

（有川会長）

皆さん、こんにちは。ずいぶん季節も進んで、ようやく暖かくなってきて、ほっとしていると同時に、年度末の大変お忙しい時期にお集まりいただきましてありがとうございます。今日は今年度最後ということで、いくつかまた報告等がありますけれども、時間のほう、よろしくをお願いいたします。

それでは次第に従いまして、報告を進めさせていただきたいと思います。本日のおおむねの時間配分なんですけれども、（1）の第4次新潟市障がい者計画及び第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画についてを30分程度、（2）の令和3年度障がい福祉関連予算についてを60分程度予定しております。若干当初の予定よりも早く、午後3時ごろの終了を予定しておりますけれども、会場の使用時間等も踏まえて、午後3時30分までには会議を終えたいと考えておりますので、皆様円滑な会の進行にご協力をお願いいたします。

それでは、報告の（1）、第4次新潟市障がい者計画及び第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画について、事務局から説明をお願いいたします。

（長浜障がい福祉課長）

あらためまして、障がい福祉課の長浜でございます。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

それでは、報告事項の（1）第4次新潟市障がい者計画及び第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画について説明をいたします。本日は前回の審議会でお示しをした内容から、一部変更になった部分も含めて、あらためて計画の概要について説明をいたします。

資料の1をご覧ください。第4次新潟市障がい者計画についてでございます。初めに1ページ、点字資料のほうでは6ページになります。第1部の総論でございます。本計画は、「2 計画の位置づけ」にもあるとおり、障害者基本法に基づく障がい者計画であり、障がい福祉施策の基本的方向性やその目標を定める基本的な計画でございます。

続いて2ページ、点字資料では10ページをご覧ください。「3 基本理念及び基本目標」ですが、本計画では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指すことを基本理念としており、地域生活の支援体制の充実、自立の実現に向けた支援と療育・教育の充実、地域社会の障がいに関する理解の促進の3つを基本目標としております。それぞれの基本目標に対応する各論において、現状と課題や施策の方向性などを記載し、今後の新潟市の障がい福祉施策の基本的方向性を定めています。

次の「4 計画の期間」でございますが、計画期間は令和3年度から令和8年度までの

6年間としております。この障がい者計画は、中長期的な目標を掲げる必要があることや、後ほど説明する障がい福祉計画・障がい児福祉計画の計画期間が3年ということもありまして、これらの計画と一体性を持ったものでなければならないことを鑑みまして、現行計画と同様の計画期間としております。

続いて6ページ、点字の資料では19ページ以降になります。「7 新潟市における障がい福祉の現状」でございます。手帳所持者数やサービスの利用状況、相談等の場所、障がい者就労など、本市の障がい福祉全般に関する内容を幅広く記載をしているというところでございます。

ここで、前回お示した計画の内容から変更のあった点がありますので、説明をさせていただきます。資料のほう、12ページ、点字資料では41ページになります。「5. 地域生活支援拠点等の整備」でございますが、前回の審議会で、「親亡きあと」の記述について、いろいろと皆様からご意見を頂いたところでございます。その審議会でのご意見を踏まえ、有川会長のほうとも協議をさせていただきまして、前回お示した計画では「重度化や高齢化等を見据え」となっていた部分を「重度化や高齢化、そして依然として親亡き後を心配する声があることも踏まえ」というふうに修正をいたしまして、親亡き後を心配する声が依然として多く聞かれるという現状を踏まえた内容に修正をいたしました。なお、障がい福祉計画・障がい児福祉計画についても、同様に修正を行ったというところでございます。

続いて21ページ、点字の資料では68ページをご覧ください。第2部の各論ということになります。各論では各項目について、現状と課題や施策の方向性、主な事業について記載をしているというところでございます。概要についてでございますが、まず1の地域生活の支援というところでは、相談支援体制の充実やサービス基盤の充実等について記載しており、地域で安心して生活が送れるよう支援に努めてまいります。

次に30ページ、点字資料では102ページになります。2、保健・医療・福祉の充実では、障がいの予防と早期の気づき・早期の支援や医療・リハビリテーションの支援等について記載をしております。障がいの早期の気づきや早期支援に努めるとともに、医療などの経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に34ページ、点字資料では117ページになります。3、療育・教育の充実でございますが、こちらでは就学前療育の充実や学校教育の充実等について記載しており、障がいのある子どもの早期療育や教育に努めるとともに、能力や適性等に応じた適切な支援体制の充実を図ってまいります。

次に37ページ、点字資料では126ページになります。4、雇用促進と就労支援でございます。こちらでは雇用促進と一般就労の支援、それから福祉施設等への就労の支援について記載をしております。伴走型の就労支援を行うとともに、障がい者雇用に対する周知啓発や支援に取り組んでまいりたいと思っております。

次に39ページ、点字資料では134ページになります。大きな5、生活環境の整備です。こちらでは、住宅環境の整備や安心・安全なまちづくりの推進等について記載をしております。快適な在宅生活を支援するため、住環境や生活環境の整備に向けた取り組みを進めます。

次に42ページ、点字資料では142ページになります。6、障がいを理由とした差別の解

消及び権利擁護の推進でございます。こちらでは、障がい理由とした差別の解消の推進や権利擁護の推進等について記載しており、共生社会の実現に向けた周知・啓発に取り組んでまいります。

次に45ページ、点字資料では155ページになります。7、行政等における配慮の充実でございます。こちらでは選挙等における配慮等と、行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等について記載をしており、必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供に努めてまいります。

最後に47ページ、点字資料では159ページをご覧ください。こちらは第3部「計画の推進に向けて」になります。本計画が総合的かつ計画的に推進されるよう、庁内の協力体制の推進や当事者団体、民間事業者等との協力、障がい者自立支援協議会や障がい者施策審議会での調査審議の実施等について記載をしております。

以上が、第4次新潟市障がい者計画の本編ということになります。

続いて計画本編に関する参考資料や資料編について、簡単に説明させていただきます。こちらについては、前回までの審議会の際にお示ししていなかった追加の内容ということになります。

初めに、資料のほう48ページ、点字資料では資料の1「(参考資料) 主な事業の概要」という別の冊子のほうをご覧ください。「(参考資料) 主な事業の概要」ですが、本編の第2部、各論に掲載の主な事業について、担当課や事業、または施策の概要について記載をしているというものになります。

それから、ちょっと飛びまして69ページ、点字資料では資料1の資料編の冊子をご覧ください。ここからが資料編ということになります。

初めに1、計画策定関係資料でございます。(1)の計画策定経過というところでは、本計画の策定に係るスケジュールや会議名、実施事業、主な内容について記載をしております。次の(2)新潟市障がい者施策審議会条例でございますが、点字資料のほうでは6ページになります。こちらは本審議会について定めた条例について記載をしているというところでございます。次に(3)新潟市障がい者施策審議会委員名簿、点字資料では10ページになります。こちらは委員の皆様の名簿ということで記載をしているというページになります。

それから続いて2、用語集。点字資料では12ページになります。こちらはこの計画に記載されている用語を抽出して、あいうえお順に解説を記載したというものになります。

続いて81ページ、点字資料では34ページをご覧ください。こちらは3、障がいのある人全般を対象としたアンケートの概要及び結果ということになります。昨年8月に行った、障がいのある人全般を対象に実施したアンケートの概要及び結果について、記載をしております。なお、こちらの内容については、第2回の審議会でご報告をさせていただいたものということになります。

続いて93ページ、点字資料では49ページをご覧ください。こちらは4、障がいのある子どもとその保護者を対象としたアンケートの概要及び結果ということで、こちら令和2年の7月から9月にかけて、障がいのある子どもとその保護者を対象に実施したアンケートの概要及び結果について記載したということになります。なお、この内容についても、第2回の審議会でご報告させていただいたものということになります。

最後に 105 ページ、点字資料では 65 ページをご覧ください。こちらは、この計画の策定根拠を定めた障害者基本法について、この法律の全文を記載しているという資料になります。

第 4 次新潟市障がい者計画については、以上でございます。

続きまして、第 6 期新潟市障がい福祉計画・第 2 期新潟市障がい児福祉計画について説明いたします。資料のほうは資料の 2 になります。

初めに 1 ページ、点字資料では 7 ページになります。(2) 計画の位置づけというところになりますが、こちらの計画については、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものであり、障がい福祉サービス等の基盤整備を計画的に進めていくための計画ということになります。

次の(3) 計画の期間ですが、こちらは国の指針で定められており、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間ということになります。

続いて 2 ページ、点字資料では 8 ページをご覧ください。2、計画の基本理念及び基本的な考え方ですが、(1) 計画の基本理念については国の基本推進に沿った内容となっております。

次に 5 ページ、点字資料では 17 ページから始まることとなりますけれども、(2) から(4) ということで、基本的な考え方を(2)(3)(4)と載せております。こちらについては障がい福祉サービス、相談支援、障がいのある子どもの支援の 3 つの分野ごとに、それぞれ必要なサービス提供量の確保や充実を図るための方向性等について、考え方を記載しているというところになります。

続いて 17 ページ、点字資料では 51 ページをご覧ください。4、令和 5 年度の成果目標でございますが、(1) から(8) まで、8 つの項目について、合計 24 の具体的な目標を設定しました。

なお、23 ページ、点字資料では 67 ページにあります(6) 障がいや障がいのある人への理解促進といった項目については、国の基本指針にはない、本市独自の目標項目ということになります。こちらにつきましては、平成 28 年 4 月に新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例を施行したことを受けまして、今の計画から新たに設置したもので、今回策定をした計画におきましても、引き続き目標を設定したというところがございます。

また、国の基本指針に基づきまして、資料でいうと 24 ページ、点字資料では 69 ページと 70 ページになりますけれども、(7) 相談支援体制の充実・強化等といった項目と(8) 障がい福祉サービス等の質の向上といった項目は、新たに追加した項目ということになります。

ここで、前回までお示ししていた計画から変更があった点について、ご説明をいたします。先ほどまで見ていただいておりました 17 ページ、点字資料では 52 ページになります。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行というところになりますけれども、指標の 2 つ目として、施設入所者数という成果目標を新たに追加するということといたしました。これは、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の案について新潟県のほうに意見を伺ったところ、国の基本指針ではこの施設入所者数の削減を目標設定することとなっているけれど

も、増加をするという目標であったとしても、成果目標を設定するように県のほうからは意見があったことを踏まえて、追加したというところでございます。この県からの意見に対しましては、有川会長と協議の上、委員の皆様にご意見を伺った上で判断することとしたのですが、特に反対意見がなかったということで、今回追加をさせていただいております。追加に合わせまして、その下の考え方の記載内容も、若干修正をさせていただいております。

続いて29ページ、点字資料では84ページになります。5、各年度の活動指標（サービス見込み量）とその確保のための方策ということになりますが、こちらの本計画では、78の項目について、3年度から5年度までの各年度のサービス見込み量を設定しています。このうち、資料でいうと32ページ、点字資料では95ページになります。③の施設入所支援（介護給付）という項目でございますが、前回までお示ししていた計画では、令和5年度の見込み量が635人となっていたんですけれども、今回639人に修正をいたしました。こちらについても先ほど同様、新潟県のほうから他市町村の施設入所支援に関する目標値に変動があったため、新潟市のこの施設入所支援の目標値を修正することができますよということで、増やすように修正をしたというところでございます。こちらについても委員の皆様から特に反対意見がなかったため、修正をさせていただいたというところでございます。障がい福祉計画・障がい児福祉計画については以上でございます。

（有川会長）

はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。栗川委員、お願いいたします。

（栗川委員）

視覚障害者福祉協会の栗川です。2つお話、1つ意見というか感想と、1つ質問です。

まず感想としては、この計画をつくるに当たって、この審議会でも5回ほどの議論もさせていただきまし、それからパブリックコメントもあって、そこでかなりいろんな意見がいっぱい、最初の原案に対して出たことに対して、本当に障がい福祉課の皆さんが誠実にそれらを受け止めていただいて、それらの意見を十分に反映した形で修正して、こういう計画ができたことは素晴らしいことだなというふうに率直に思いました。特にここの審議会は、障がい当事者関係の人も大勢いる中でそういう意見がこの計画に反映されたということは、非常に貴重なことだと思いますし、パブリックコメントなんかに関しては、私は少し偏見があって、何か役所が一応型どおりにだけやって、いろんな意見あってもほぼスルーして、そのまんま行くみたいなぐらいな非常に偏見を持っていたんですけれども、今回のところなんかではパブリックコメントで出た意見、市民から出た意見を十分に吟味した上で、反映できるところは反映してという形になっていたということで、非常に良かったなというふうに思ったということが感想です。

それで質問としては、ちょっと基本的な手続きに関わることなんですけど、この計画というのは、何か市議会とかそういうところで承認を得るとか、そういう決定というのはどういう形で最終的に決定されるのか。今日示されたのが、多分もう決まったものだと、案ではなくて、もう決まった計画なんだろうと思うんですけど、その辺がどういう形で決定

されるのかというところを教えてくださいと思います。よろしくお願いいたします。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。要は今日以降ということですね。これ以降の見通し等も併せてお話しいただけると、ありがたいと思います。お願いいたします。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

はい。まず計画策定について、本当に多大なるご協力いただいたことに対して、あらためて感謝申し上げたいと思いますし、私どもの対応について、非常にいい意見を頂きました。本当にありがとうございました。

こちらの計画につきましては、最終的に市議会の承認を得るとかというのではなく、ここの施策審議会のほうで皆様方から承認を頂いたものを、事務的に私ども内部のほうで決裁を取るという形で、最終的な計画にする予定でございます。ただし、障がい者計画については、法律のほうで、できた場合には議会へ報告することというものが法律で定められておりますので、今開会中の議会の最終日、3月23日の本会議のほうで、この計画のほうをこの冊子の状態で、市議の皆様全員に配布をさせていただくことで、報告に代えさせていただくという予定でございます。実際、今の時点ではまだこのホチキス留めした状態になってるんですけども、新年度の予算でしっかりと冊子に印刷するという予定にしておりますので、新年度で計画がしっかりできた上で、冊子化したものをまた皆様方のほうにお送りさせていただこうと思っております。よろしくお願いいたします。

(栗川委員)

ありがとうございます。わかりました。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。はい、それでは意見が出そろったようですので、この辺りで報告(1)を終了します。

4. 報告(2) 令和3年度障がい福祉関連予算について

(有川会長)

それでは、次の報告(2)の令和3年度障がい福祉関連予算について、事務局から説明をお願いいたします。

(長浜障がい福祉課長)

はい。それでは報告事項の(2) 令和3年度障がい福祉関連予算について説明いたします。資料のほうは3になります。説明ですけれども、初めに障がい福祉課所管の事業について説明したあと、こころの健康センター、それから学校支援課の所管する部分について、それぞれの所属のほうから説明をさせていただきます。

それでは資料の1ページ、点字資料のほうの1ページをご覧くださいと思います。まず、令和3年度当初予算の総括ということでございますが、障がい福祉課所管の歳入の

予算総額は141億2,749万7,000円、対前年度比でおよそ5億9,000万円、率にして4.4%の増というふうになっております。こちら、主に介護給付費等の増に伴う国・県の負担金が増加していることによるものでございます。

一方、歳出予算総額は、228億539万7,000円。対前年度比でおよそ4億200万、率にして1.8%の増というふうになっております。こちらも今ほど歳入で説明したとおり、介護給付費等事業の増が主な理由でございます。

続いて、障がい福祉課の新年度事業のうち主な事業について説明いたしますけれども、昨年度から新潟市のほうでは本格化する人口減少社会を見据え、限りある財源の中で基金に頼らず直面する課題に対応していくために、今年度、令和2年度からの3年間を集中改革期間として事務事業の選択と集中に取り組む、新潟市集中改革プランを策定したところでございます。障がい福祉の分野におきましても、今年度7事業、それから令和3年度からは新たに3事業が追加されまして、合計10の事業について、施策の方向性や社会情勢の変化に対応するために見直しを行うということになりました。また、昨年から本市においても新型コロナウイルス感染症が流行しておりまして、市民生活に大きな影響を及ぼしているというところでございます。今日は、初めに集中改革プランで見直しを行った事業について説明をさせていただきます。その後、新型コロナウイルスの関連事業、最後にその他の主要な事業ということで説明をさせていただきます。

それでは順に説明をさせていただきますが、初めに、昨年度見直しを行った7つの事業について説明をいたします。資料のほう3ページ、点字の資料では7ページをご覧ください。(1)障がい者福祉タクシー利用料金・燃料費助成費、人工透析患者通院費助成事業費でございます。ここでちょっと2つの事業、ここではまとめてご説明をさせていただきます。

まず障がい者福祉タクシー利用料金・燃料費助成費でございますが、こちらの事業は、障がい者の生活圏の拡大と社会参加の促進を目的としたもので、これまで500円のタクシー券を年間52枚、2万6,000円分、または自動車燃料費2万6,000円分を支給していましたが、精神障がい者が対象となっていないことや、タクシー利用助成と自動車燃料費助成との間で活動範囲に差が生じることが課題として挙げられておりました。そのため、令和2年度から精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象者に加えて、3障がいの一元化を図るとともに、自動車燃料費助成についてはタクシーと同様、週1回程度の利用を想定した助成金額に上限を引き下げたというところでございます。一方でタクシー利用助成については、1回の乗車において利用できるタクシー券の利用枚数を、2枚から3枚に変更して、交通手段間の活動範囲の平準化を図ったというところでございます。なお、自動車燃料費助成の上限額の引き下げについては、利用者への影響を考慮いたしまして、段階的に引き下げることとし、令和2年度は助成上限金額を1万8,000円、令和3年度以降、助成上限金額を1万円というふうに行っているところでございます。

続いて、人工透析患者通院費助成事業でございますが、こちらは人工透析療法を受ける方の通院に要する交通費の負担軽減を目的として、タクシー券、バス代、自動車燃料費のいずれかを助成する事業で、これまではいずれも1万3,000円を上限としてきたところでございます。しかし、透析を受ける場合、平均で週3回の通院が必要となるため、実態を踏まえ、助成額を拡充することとし、令和2年度からタクシー券については交付枚数を40

枚に拡充するとともに、1回の乗車において利用できる枚数を2枚から3枚に変更しました。また、バス代、自動車燃料費についてもタクシー券と同様、助成上限金額を2万円に引き上げたというところがございます。

続いて(2) グループホーム運営費補助金でございます。この事業は、共同生活の場として運営されるグループホームの運営費に対して補助を行うものでございますが、国のサービス報酬が事業運営の実情になかなか見合っておらず、重度障がい者を多く受け入れているグループホームでは、私どもの市の補助を受けても運営にかかる経費が不足してしまう施設があることから、重度障がい者の地域移行を進めるために、令和2年度から拡充することとしまして、令和3年度も引き続き継続をするというものでございます。内容といたしましては、介護人の同居経費にかかる補助を廃止する一方で、障がい支援区分に応じた利用実績に基づく補助について、障がい支援区分にかかわらず、利用者の受け入れ1人当たりの補助額を増額するとともに、重度障がい者の受け入れ促進のため、障がい支援区分4以上の利用者の受け入れ1人当たりの上乗せ補助を、障がい支援区分に応じて大幅に増額をしたというところがございます。

続いて(3) 意思疎通支援費(手話通訳者等派遣)でございます。この事業は、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対し、手話通訳や要約筆記の意思疎通支援者を派遣し、活動時間に応じて報酬を支払うものですが、報酬算定にかかる活動時間については、通訳を行った実働時間のみを活動時間としており、通訳に必要な事前の打ち合わせや機材準備、後片付けの時間は活動時間としていませんでした。そこで令和2年度からは、事前の打ち合わせや機材準備、後片付けの時間について1時間を上限として活動時間に加え、意思疎通支援者の処遇改善を図ったというところがございます。令和3年度も同じような形で継続をするんですけども、予算額が元年度と比較して減額となっているように見えるのは、制度を変更したためではなくて、新型コロナウイルスの影響によって派遣件数の実績が減っているというところによるものでございます。

続いて(4) 障がい者デイサポートセンター明日葉事業でございます。これまで総合福祉会館の中の新潟市障がい者デイサポートセンターにおいて、比較的軽度の障がい者が利用する地域活動支援センターⅡ型としてサービスを提供していましたが、実態としては重度の障がい者の利用が多く、経営面では赤字の収支が続いていたというところがございます。そこで、令和2年度から利用実態に合わせた持続可能な施設運営を目指し、基本的にはこれまでのサービスを継承しながら、常に介護を必要とする方に対して日常生活上の支援等を行うため、サービス形態を障害者総合支援法で定める生活介護へと移行して、国や県の財源を活用することで収支の改善を図ったというところがございます。また、サービス形態の変換に当たって、既存利用者のうち、障がい支援区分が足りないなどの理由により生活介護へ移行できない方につきましては、新潟市の独自サービスとして、これまでと同等なサービスを提供しているというところがございます。

続いて(5) 更生訓練費給付費でございます。この事業は、自立訓練・就労移行事業所へ定期的に通所する障がい者に対し、通所交通費の一部を助成するとともに、訓練に必要な文房具や図書等の物品購入費を助成するものでしたが、通所交通費にかかる助成については障がいの種別や所得によって異なる通所交通費助成制度が、この事業を含めて3つ混

在していたことから、制度ごとに助成額や手続きが異なっていたという状況でございました。そこで令和2年度より、次に説明する(6)訓練・就労系事業所等通所交通費助成に制度を統一したというところがございます。また、訓練にかかる物品購入費の補助については、これまでは利用日数や利用サービスに応じて定額給付をしていたのですが、実態と乖離していたことから、定額支給から実費支給へと見直したというところがございます。

続いて(6)訓練・就労系事業所等通所交通費助成でございます。この事業は、障がい福祉サービス事業所等に通所する障がい者に対し、通所交通費の一部を助成するというものでございます。先ほどもご説明したとおり、これまで通所交通費助成制度は障がいの種別や所得によって、助成額や手続きが異なる3つの通所交通費助成制度が混在しておりましたけれども、令和2年度からこの3つの制度を統廃合することで、助成対象、助成額、手続きを統一したというところがございます。

以上の7つの事業が、今年度、令和2年度から見直しを行った事業ということになります。

続いて、令和3年度から新たに見直しを行うこととした3つの事業についてご説明いたします。初めに(7)「まちなかほっとショップ」運営費でございます。この事業は障がい者の社会参加や理解促進を推進するため、授産製品の共同の販売窓口である「まちなかほっとショップ」を設置し、運営主体に対して運営費の一部を補助するものでございますが、将来的には補助に頼らない店舗運営に向けまして、令和3年度から店舗販売事業者等の見直しを行ったというところがございます。今後も経営改善を促しながら、段階的に補助に頼らない店舗運営となるよう取り組んでいきたいと考えているところがございます。

続いて(8)障がい者就業能力向上支援事業(ITサポート事業)でございます。この事業は新潟大学と協力して、新潟大学の中に新潟市障がい者ITサポートセンターを設置し、障がい者の特性に合わせたIT技術の取得を支援することにより、障がい者の在宅での就業と社会参加の促進を図るものです。これまでは市の単独事業として実施をしておりましたが、新たに国や県の補助金のメニューが創設され、国や県の財源を活用することにより、市の一般財源を削減したというところがございます。また事業内容については、障がい者本人に対する直接支援を主体に行ってききましたが、今後は教育機関や医療機関等への支援を行い、間接的に支援する利用者を増やしていく「階層型支援モデル」の拡充に取り組んでまいりたいと思っております。今後の取り組みについては、コロナ禍の状況や教育機関、医療機関等の職員の利便性向上を図るため、オンライン等を活用した研修や相談支援等により、「階層型支援モデル」を促進していきたいと考えています。

続いて(9)農業を活用した障がい者雇用促進事業でございます。事業名の下に括弧書きは、令和3年度から新たに変更する事業名ということになります。この事業は、障がい者の農業分野での就労の機会及び訓練の場の拡大を図り、地域で自立した生活を送ることができるよう、農家と就労を希望する施設等をコーディネートする「あぐりサポートセンター」を運営するというものでございます。農作業を委託する農家や、作業を受託する障がい者施設に対する謝礼金の広報、それから活用によりまして、マッチング件数は増加をしております。近年は謝礼金の活用によらないマッチングの増加が見られることから、あぐりサポートセンターの人員配置を一部見直すとともに、謝礼金の支給事業を今年度、令和2年度で終了するというものでございます。今後あぐりサポートセンターのほうでは、

農家と障がい福祉施設のマッチングで得られた関係性といったものをしっかり継承しながら、農福連携セミナーの開催による普及啓発や、相談窓口としての役割を継続していくということで考えております。集中改革プラン取り組み事業の説明は以上になります。

続いて大きな2番、新型コロナウイルス関連事業について説明いたします。新型コロナウイルス感染症の終息がなかなか見込まれない現状において、障がい福祉施設等における感染拡大防止等を図るために、令和3年度は2つの事業を実施いたします。

初めに(1)障がい者支援施設等におけるPCR検査等費用助成事業でございます。この事業は、障がい者支援施設等が運営上必要不可欠と判断した場合に、新規入所予定者及び職員に対し実施する、自主検査にかかる費用の一部を助成するものになります。検査の対象はPCR検査もしくは抗原定量検査とし、検査にかかる費用の2分の1を補助するというものでございますが、それぞれ補助の上限としまして、PCR検査は1万円、抗原定量検査は3,750円というふうになっております。

続いて(2)障がい福祉サービス等事業所サービス継続支援事業でございます。この事業は、障がい福祉施設の利用者または職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合や、新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者に対応した場合に、感染機会を減らしつつ、必要な障がい福祉サービスを継続して提供するために、追加でかかった経費等に対して補助を行うものでございます。対象経費については、施設・事業所等の消毒・清掃費用やサージカルマスクや使い捨て手袋等の衛生用品購入費用、サービス提供継続に必要な人員確保のための賃金等、通常の障がい福祉サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費が対象ということになります。新型コロナウイルス関連事業については以上の2つでございます。

最後に3、その他の主な事業について説明をいたします。初めに(1)共生のまちづくり条例関連事業でございます。この事業は、平成28年4月に施行した新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及啓発を図るための事業でございます。令和3年度は条例周知に係る研修会・講習会等を継続的に開催するとともに、障がいのある人とない人が触れ合う機会の拡大・創出や、障がい者アート等を活用した効果的な周知啓発など、共生社会の実現に向けた「ともにプロジェクト」をさらに推進していきたいと考えております。「ともにプロジェクト」では、障がいのある人とない人の交流の機会の創出、一般企業への周知啓発、わかりやすい広報という3つの柱を意識しながら、事業を実施しております。

1つ目の障がいのある人とない人の交流の機会の創出におきましては、引き続き小中学校における福祉教育の中で、障がいのある方にゲストティーチャーとなって授業をしていただいた際に、そのゲストティーチャーに対する謝礼を補助するというのを続けて行っています。

次に、一般企業への周知啓発につきましては、市役所前のバスターミナルをはじめとした公共空間や公的施設などに障がい者アートを展示し、市民の方々、特に条例認知度が低い傾向にある若年層の方々が、障がい者の文化芸術作品に触れる機会を創出していきたいと考えております。

また、令和元年度から本格的に開始をした「ともに Entrance」という事業のほうでは、引き続き共生社会づくりに取り組んでいる、もしくは取り組もうとしている企業間のネッ

トワークを構築し、情報交換やノウハウ共有を促進することで、民間における共生社会づくりの動きを活性化させていきたいと考えております。その他、合理的配慮事例の募集についても継続して進めてまいります。

次に、わかりやすい広報につきましては、この条例を市民の皆様から知っていただくために、イベント等において、パンフレットの配布などの周知啓発を行いたいと考えておりますし、障がい福祉に関係のないイベントにおいても、リーフレット入りのティッシュの配布などを通して積極的に PR を行うことで、これまで障がいや障がい者に対してあまり関心を持っていない方からも、条例を広く知ってもらうことができるように努めてまいります。

続いて（２）社会福祉施設等整備費補助金でございます。この事業は、障がい者の入所・入院から地域生活移行に向け、居住の場であるグループホームや、日中活動系サービスの施設整備等に要する経費を補助するというものでございます。令和３年度の当初予算では予算措置はないんですけれども、令和２年度の補正予算において、障がい者支援施設１棟の改築、定員５０名分に対し、３億２,８５０万円の予算を措置しております。こちら、補助対象施設については、多くの重度障がい者の受入れが可能な施設の整備を、優先的に選定をしたということで、今後も重度障がい者の地域生活移行、入所待機者の解消に向けて、補助事業に取り組んでいきたいと思っております。

続いて（３）日常生活用具給付費についてでございます。こちらは、障がい者・児が、日常生活を容易に過ごすために必要な用具を給付するものということで、利用者負担は、用具の基準額内の価格の１割とありますけれども、世帯の所得条件に応じて、月額負担上限額が設定されます。基準額を超える額については、利用者負担ということになります。主な給付品目としましては、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用読書器、聴覚障がい者用通信装置、人工喉頭、特殊寝台、入浴補助用具、ストマ装具などが挙げられます。そのほか、身体障がい者手帳の交付対象とならない、両耳の聴力が３０デシベル以上の難聴児に対して、補聴器を給付しております。これは、手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児に対し、言語の習得及び生活や学習への適応を支援するというものでございます。今後も社会的・経済的な変化を踏まえ、必要に応じて給付品目の見直しを行っていききたいと考えております。

続いて（４）強度行動障がい者（児）支援職員育成事業でございます。施設・事業所の職員に対し、実際に強度行動障がい者（児）を支援する現場での研修の場を設けることで、適切に支援できる事業所及び職員を増やし、本人またはその家族が安心して暮らせるような環境を整えていきたいと考えております。平成２７年度より、本市が独自に取り組んできている事業でありまして、研修については、強度行動障がい者の支援実績を有する社会福祉法人に委託をして実施しております。実際の支援の現場における研修となっております。研修受講者からは大変好評を得ており、引き続き取り組んでいくものでございます。

これまでの実績といたしましては、令和２年度は１７名の方が受講を修了したということでございます。本市におきまして、この強度行動障がい者（児）の支援強化というのが重要な課題となっておりますので、この受講修了者からの意見や感想も聴取しながら、次年度の研修に活かすことで、より効果的な研修となるよう取り組んでいきたいと考えております。

続いて（５）介護給付等関連事業でございます。各種障がい福祉サービスを提供して、地域での自立した生活の推進を図っていくということで、提供する主なサービスについては、資料のほうに記載のとおりでございます。このサービスのうち、居宅介護をはじめ、移動支援、グループホーム、就労移行、就労継続などにつきましては、市内の事業所数や利用者数の増加に伴い、サービス量の増加というのが見込まれているというところでございます。また、令和３年４月の報酬改定では、サービス全体で、平均 0.56%の増が実施される予定というふうになっております。

続いて（６）障がい者基幹相談支援センター事業でございます。障がいのある方からの相談や、情報提供などの支援を行うほか、共生のまちづくり条例にかかる、障がい等を理由とした差別相談として、障がい者（児）が安心して地域で暮らせるよう、相談支援体制の強化を図っているというところでございます。事業内容としては、６つの柱からなっておりまして、①一般相談、②地域の相談支援体制の強化に関する取り組み、③地域移行・地域定着の促進への取り組み及び支援、④権利擁護・虐待防止、⑤障がい等療育支援、⑥共に生きるまちづくり条例にかかる相談機関となっております。

相談件数としましては、今年度 23,325 件の見込みとなっております。前年度と比較しまして 604 件の減という見込みになっております。平成 27 年度に開設をして以来、多くのケースに対応して実績を重ねてきたことで、当事者のみならず、関係機関への周知も進み、市内における障がい福祉体制を語る上で欠かせない存在となっております。今後も業務のあり方ですとか、適正な相談員の配置などの課題を検討しながら、事業のほう継続していきたいと考えています。

続いて（７）障がい者就業支援センター事業でございます。新潟市障がい者就業支援センターこあサポートは、障がいのある方の一般就労と、企業の障がい者雇用を推進するための中心となる施設であり、就職を希望する障がいのある方の相談から、受入企業への助言や職場実習のあっせん、就職後の定着支援まで、一貫した支援を実施することで、障がいのある方が長く安心して働ける環境整備を推進しています。令和元年度から、就業支援員を 5 名から 6 名に増員をして、体制を強化することで、増え続ける登録者へのより丁寧な支援と、障がい者雇用についての企業の開拓に努めているというところでございます。また、新潟市障がい者雇用支援企業ネットワークみつばちや、障がい児者の進路を考える会など、企業・教育・医療等の関係機関との連携体制のコーディネートを行うことで、障がい者雇用の周知啓発や、当事者やご家族の制度理解の促進を図っているというところでございます。

このこあサポートの登録者数については、今年度の登録者が 12 月末現在で 116 人、登録者の累計としては、1,406 人となっているというところでございます。障がい種別の内訳については、記載のとおりということでございます。事業の財源が、市の単独事業ということで、全額本市の負担となっておりますけれども、国の補助対象となるよう、21 大都市会議などを通じて、国に働きかけていきたいというふうに思っております。

続いて（８）、障がい者夜間休日相談支援事業でございます。障がいのある方が住み慣れた地域で安心した生活を継続して送ることができるよう、区役所や障がい者基幹相談支援センター等と連携し、24 時間、365 日の相談支援体制を構築しております。また、個別相談支援の対象となる、重度障がい者（児）に対しては、緊急時対応プランを作成し、緊急

時の訪問支援、受入れ支援を実施することで、本市における地域生活支援拠点等事業の相談機能、および緊急時の受入れ、対応を行う機能の整備に位置づけております。主な事業内容は、夜間・休日において、①一般相談支援、②個別相談支援、③緊急訪問支援・緊急受入支援、④今ほどの①から③に関する関係機関との連絡調整等コーディネート業務、⑤障がい者虐待の通報受付となっております。

最後に(9)、障がい者の多様な働き方推進事業でございます。障がい者就労施設等の受注機会・就労機会の拡大を図ることで、障がい者の福祉的就労の支援や、社会参画を推進し、さらには市役所の働き方改善にもつなげることを目的としています。なお、他都市では、雇用率によらない短時間就労を、民間事業で開拓をして、障がい者雇用を促進するという動きがありますけれども、庁内の業務を個別に切り出して開拓することで、障がい者施設からの調達拡大を図っている事例というのはなかなか見ることができないので、新潟市として1つ特色のある取り組みなのかなというふうに考えております。この事業については、まずは今年度単年度事業として実施をした上で、得た成果を継続して活用していきたいというふうに考えているところでございます。

障がい福祉課の主な事業については以上でございます。

(こころの健康センター 福島所長)

それでは、こころの健康センターからご説明いたします。23ページになります。点字資料は56ページになります。精神障がい者地域移行・地域定着支援事業についてご説明いたします。精神障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送られるように、平成26年度から精神保健医療福祉体制の整備に取り組んでいるところです。令和2年度は、既存の会議を拡充いたしまして、当事者、ご家族、医療・保健・福祉の関係者による協議の場である、「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」を新たに立ち上げました。お手元に、考える会の委員名簿と運営要領をお配りしております。本日机上配布の資料4になります。こちらのほうもご覧ください。

この考える会におきましては、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたって、当事者の視点を基盤とした協議が行えるよう、当事者とご家族から、各2名の方に委員として、ご就任いただいております。今年度考える会は、11月と2月に開催いたしまして、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加、日々の助け合い、教育など、さまざまな観点からご協議いただきました。この協議を基にいたしまして、テーマごとに3つのワーキンググループを立ち上げ、地域課題の解決に向けて、具体的な取り組みを検討していくことになりました。

今年度の取り組みになります。ワーキンググループですが、これは人材育成、ピア活動、企画・調査の3班となります。このうち人材育成班では、平成26年度から行ってきました研修会や社会資源見学ツアーをブラッシュアップするとともに、新たな取り組みについて検討していきます。

また、ピア活動班では、障がいのある方やそのご家族を孤立しない、させない支援体制づくりや仲間づくりを目指し、ピア活動について検討していきます。ここでは、当事者による当事者支援だけでなく、当事者と支援者の協働による支援のあり方を模索していきます。令和3年度は、当事者交流会や合同相談会等の開催を検討していきます。

最後、企画・調査班では、精神障がいのある方が、何に困り何を望んでいらっしゃるのか、具体的に知るために、障がい者計画や障がい福祉計画策定の際に行われました障がい福祉施策に関するアンケート調査の結果を分析し、それらの調査を含め、今後の取り組みについて検討していきます。

そして全体会ですが、全体会では、地域課題の洗い出しに加えまして、各事業やワーキンググループの検討についての評価を行い、支援体制や地域基盤の整備について検討していきます。令和3年度は、全体会を5月と11月、2回開催を予定しています。なお、令和3年度事業につきましては、新型コロナウイルスの感染の流行状況を見ながら、ウェブでの開催でありますとか、ホームページを活用した情報発信など、手法を工夫していきます。

今後も障がいのある方が安心して生活できる地域づくりと、障がいのある方が活躍できる機会づくりに取り組んでいきます。こころの健康センターからは以上でございます。

(学校支援課 関原指導主事)

新潟市教育委員会学校支援課で特別支援養育を担当しております関原です。令和3年度学校支援取組事業について説明いたします。座って説明させていただきます。

令和3年度、学校支援課では、自立を目指す特別支援教育の推進に向け、2つの事業を実施します。資料24ページ、点字資料では59ページをご覧ください。特別支援教育の推進事業です。昨年まで行われていたインクルーシブ教育システム構築の推進事業と、特別支援教育サポートネットワーク事業を統合し、令和2年度から特別支援教育の推進事業として計画しました。年々増加する、支援を必要とする児童・生徒に対応するため、大きく3つの事業を行います。

1つ目は、階段昇降車修繕にかかわる必要な経費の支出です。移動、点検、修理にかかる費用を助成します。

2つ目は、特別支援教育サポートセンターや、就学相談会における支援・相談等です。この事業では、西大畑にある、特別支援教育サポートセンターを中核として、東西の特別支援学校、8区すべてに設置した発達障がい通級指導教室が相互に関連し、医療・福祉・保健等関係機関とも連携し、教育相談や就学相談を行い、小中学校に対する支援を必要とする児童・生徒の支援を行います。特別支援教育サポートセンターの対応件数は、令和3年1月末までに、延べ959件です。また、学校訪問による支援は500件です。相談内容は、教育相談、就学相談、学校や園への支援、学習指導にかかわる支援など、そのニーズは多様です。学校支援件数は、令和3年1月末で507件です。学校の多忙化解消に配慮し、できる限りサポートセンター職員が訪問するようにしています。学校や園からの依頼は、指導にかかわる事項や、支援体制についての相談が多く、内容が多様であり、慎重な対応が求められ、指導主事や相談員が訪問して、具体的な支援を行っています。特別支援教育の専門性にかかる支援や学級経営、特別支援教育を推進するための学校体制に関する支援も多く、サポートセンターと学校支援課で情報共有、連携して支援していきます。

3つ目は、特別支援教育推進校による支援・相談等です。各区の発達障がい通級指導教室の設置されている学校、全部で12校ありますが、それらを特別支援教育推進校として位置づけ、各区内の通級指導や学校支援にあたります。

4つ目は、合理的配慮セミナーの実施です。新潟市立幼稚園や学校教職員の特別支援教

育にかかわる専門性向上のため、管理職、教務主任、特別支援教育コーディネーターと、職員別の研修を実施いたします。管理職、主任層と、職員別に特別支援教育に関する研修を行うことにより、校長のリーダーシップの下、全教職員で特別支援教育に関する知識や考え方を共有し、特別支援教育を全校体制で、組織的・計画的に推進することをねらいとしております。

またこのほかに、実際に特別支援学級の授業を担当する担当者は、総合教育センター主催の特別支援教育の講座等を受講することができます。特別支援学級担当者と管理職、教務主任、コーディネーターと、主任層の両側から、特別支援教育の専門性を向上し、教育的支援を必要とする児童・生徒の自立と社会参加につながる力を育ててまいります。

5つ目は、特別支援教育ボランティア配置事業です。特別支援教育ボランティアについては募集を継続し、ニーズを調整し、要請のあった学校に配置しています。登録者数は、令和3年1月で12人、ボランティア活動数は延べ回数150回です。令和3年度も多くの方に登録していただけるよう、チラシ、市報等で広く呼び掛けを行ってまいります。

6つ目は、要約筆記ボランティア配置事業です。難聴の子どもへの情報保障のため、ノートテイクや要約筆記を行うボランティアを募集し、学校等へ派遣します。

資料25ページ、点字資料では62ページ、早期からの就学支援です。就学を迎える幼児・保護者が安心して就学できるよう、相談支援を行います。5月に春の相談会、7～8月に夏の就学相談会、11月に秋の就学相談会を行い、1人1人の子どもにあった学びの場について、保護者に情報提供と相談支援を行います。就学相談会に参加する保護者数は、年々増加しています。また小学校入学にあたり、児童1人1人の情報を学校と保護者が共有できるように、入学支援ファイルを作成し、個々のニーズや、これまで受けてきた療育や支援について引き継ぎ、学校生活のスムーズなスタートを支援します。

令和2年度は、通常の学級の新入生220人がファイルを活用しました。特別支援学級のお子さんも、新入生220人が活用しました。特別支援学級における活用率は94.8%と、高い数値を示しております。令和3年度もこれらの取り組みを充実することを通して、支援を必要とする児童・生徒が、自立と社会参加することができるように努めてまいります。学校支援課からは以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について、ご意見やご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。特にはございませんか。特にご意見・ご質問等ないようですので、この辺りで報告(2)を終了いたします。

4. その他

(有川会長)

その他のほうは、よろしいでしょうか。その他のほう、それでは事務局から。学校支援課の方、先ほどの関連ですか。その他ですか。

(学校支援課 関原指導主事)

その他です。

(有川会長)

その他、学校支援課さん、よろしく申し上げます。

(学校支援課 関原指導主事)

よろしく申し上げます。皆さん、本日配布の資料で、新潟市福祉読本「だれもが心豊かに暮らせるまちづくり」のコピーしたものをお配りしてあります。これは、今年の発行日は令和3年4月というふうになっておりますが、前は平成28年4月、5年ぶりの改訂ということになります。平成28年4月というのは、前回つくったときは、ちょうど新潟市の、障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例が施行された、そのときに出たもので、それから5年たちましたので、改訂しようということで、構成はほとんど同じなんですけど、中身を見直して改正したところです。

前は、小学生用と中学生用と、2種類ありました。中身はほとんど同じなんですけど、小学生用と中学生用があったんですけど、このたびの改訂ではそれを1本化しまして、1冊の冊子にして、そして小学生でも読めるようにルビを振ったということで対応して、1冊にまとめました。今コピーの状態ですが、これをきちんと学校に配布できるようにしていきたいと思っております。以上です。

(有川会長)

ありがとうございました。ただいまの件につきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは事務局のほうから、ほかに何かございますでしょうか。特にはないでしょうか。

はい、ありがとうございました。それでは令和2年度第6回新潟市障がい者施策審議会はこれで終了となりますが、委員の方々にはそれぞれのお立場でお気づきのこと、あるいは日常の中でお考えのことあるかと思っておりますので、お手元に「障がい者施策審議会に対する意見」という用紙が本日も配られております。そちらのほうに、現状踏まえた意見、あるいは提案についてお書きいただいて、提出いただけたらと思っております。

皆様、本当にお忙しいところを長時間にわたり会議にご出席いただきありがとうございました。若干早く時間のほう進んでおりますけれども、マイクのほう事務局にお返ししたいと思っております。

5. 閉会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

有川会長、スムーズな司会進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、活発なご発言いただきありがとうございました。

事務連絡ですが、駐車券につきましては無料処理をしてありますので、お帰りの際にお受け取りください。

以上で、令和2年度第6回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございました。